

## 鳥取県障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、障害児通所支援事業所において、送迎用バスへの安全装置等の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助基準額」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と対象支出経費から寄付金その他収入予定額を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業を実施する30日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により、厚生労働大臣が別に定める期間とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年3月14日から施行し、令和4年9月5日以降に実施した事業から適用する。  
（経過措置）
- 2 令和4年度については、第4条第1項の規定にかかわらず、交付申請の期限を令和5年3月20日とする。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率
送迎用バスの改修支援事業	児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 ※鳥取市内の事業所を除く	送迎用バス※1の改修支援事業を実施するために必要な装置・機器※2の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	1台あたり175,000円を上限とした実費に対する定額補助	定額
ICTを活用した子どもの見守り支援事業	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所 ※鳥取市内の事業所を除く	ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器※3の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用 ※4	1事業所あたり200,000円	4/5
登降園管理システム支援事業	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所 ※鳥取市内の事業所を除く	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	① 端末購入を行わない場合 1事業所あたり200,000円 ② 端末購入を行う場合 1事業所あたり700,000円	4/5

- ※1 対象となる自動車は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日付子発1228第1号及び障発1228第4号連名通知）（以下「設備基準改正通知」という。）第三の2のとおりとする。
- ※2 対象となる安全装置は、設備基準改正通知第三の3のとおりとし、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとする。なお、送迎用バスの数以上に購入をする場合は本事業の対象外とする。
- ※3 対象となる機器は、GPSやBLE（Bluetooth Low Energy）により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。
- ※4 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。